

雇用の安定を求める意見書

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重要な責務である。

現在、国においては、労働規制の緩和に向けて、「解雇の金銭解決制度」の導入や「限定正社員」の制度化、また、「常用代替の防止」の原則を変える労働者派遣法の改正が検討されているが、労働者の雇いが不安定化に向かうようなことがあっては、かえって、その目的は達成できないことが危惧される。

さらに、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴されるように、長時間労働をはじめ、労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働を原因とした過労死が大きな社会問題となっている。過労死は本人及び遺族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を推進することも求められている。

よって、国におかれては、雇用の安定に向けた総合的な施策を展開するよう次の事項について強く要望する。

記

- 1 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の制度化、また、労働者派遣法の改正など、労働規制の緩和については慎重に対応し、雇用の安定に十分配慮すること。
- 2 いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じるとともに、過労死防止対策を総合的に推進すること。
- 3 航空宇宙、医療・福祉・健康、環境・エネルギー分野など、成長分野の育成支援の充実を図り、雇用の創出につなげること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

岐阜県関市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済再生担当大臣 内閣府特命担当大臣(規制改革)